

(様式1別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び小千谷市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、速やかに小千谷市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合)

 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額

(テレワークの場合)

 - (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

 - (7) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額
- 3 移住支援金の交付要件及び返還要件等の該当の有無を確認するため、必要な範囲において小千谷市が住民基本台帳等その他関係書類の確認、就業先や関係機関への就業状況等の確認を求めることについて同意します。

年 月 日

申請者氏名_____

(様式1別紙2)

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び小千谷市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び小千谷市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。